

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月30日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）の公布による。

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</p> <p><u>第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入</u></p>	<p>第7条の2から第10条まで 削除</p>

金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第8条の2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか
(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)。
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保

証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所) その他担保に
し参考となるべき事項 (担保を提供することができない特別の事情
があるときは、その事情)

2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次の各号に掲
げる書類とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる
書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同
日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が 1,000,000 円を超える、かつ、猶予期
間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245
号。以下「令」という。）第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類
その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲
げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の
詳細
- (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第
2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲
げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期
限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入すること

ができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第8条の3 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第8条の2第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第8条の4 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項

に規定する条例で定める方法は、法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第 15 条の 6 第 3 項において準用する法第 15 条第 4 項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第 8 条第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第 8 条の 2 第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、第 8 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

6 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第 8 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる事項
- (2) 第 8 条の 2 第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (3) 第 4 項第 3 号に掲げる事項

7 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する期間は、20 日とする。

（担保を徴する必要がない場合）

第8条の5 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第9条及び第10条 削除

(公示送達)

第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、立川市公告式条例(昭和25年立川市条例第12号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(市民税の納税義務者等)

第17条略.....

2略.....

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、
令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第25条第2項第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。

(市民税の申告)

第29条の2略.....

2～7略.....

8 新たに第17条第1項第3号又は第4号の者に該当することになった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年

(公示送達)

第11条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、立川市公告式条例（昭和25年立川市条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(市民税の納税義務者等)

第17条略.....

2略.....

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、
地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第25条第2項第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。

(市民税の申告)

第29条の2略.....

2～7略.....

8 新たに第17条第1項第3号又は第4号の者に該当することになった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に申告しなければならな

法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に申告しなければならない。

9略.....

(市民税の減免)

第35条略.....

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号

(2) 年度(法人税割にあってはその課税標準の算定期間)、月別又は納期の別及び税額

(3) 減免を受けようとする事由

3略.....

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第43条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

い。

9略.....

(市民税の減免)

第35条略.....

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 年度(法人税割にあってはその課税標準の算定期間)、月別又は納期の別及び税額

(2) 減免を受けようとする事由

3略.....

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第43条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

<p>(2)～(4)略.....</p> <p>2略.....</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)</p> <p>第43条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5)略.....</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第56条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌翌年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第56条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第56条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第56条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度まで</p>	<p>(2)～(4)略.....</p> <p>2略.....</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)</p> <p>第43条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(5)略.....</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第56条の3において「被災年度」という。）の翌年度又は翌翌年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第56条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第56条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第56条の3において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度まで</p>
---	--

の各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6)略.....

3及び4略.....
(固定資産税の減免)

第54条略.....

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5)略.....

3略.....
(住宅用地の申告)

第56条の2 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、当該申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名

の各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(6)略.....

3及び4略.....
(固定資産税の減免)

第54条略.....

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 紳税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(5)略.....

3略.....
(住宅用地の申告)

第56条の2 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、当該申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

<u>又は名称)</u>			
(2)～(4)	……略……	(2)～(4)	……略……
2	……略……	2	……略……
(被災住宅用地の申告)		(被災住宅用地の申告)	
第56条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌翌年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。		第56条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌翌年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係		(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係	
(2)～(6)	……略……	(2)～(6)	……略……
2	……略……	2	……略……
(軽自動車税の減免)		(軽自動車税の減免)	
第73条	……略……	第73条	……略……
2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額		2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額	

及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1)略.....
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

- (3)～(9)略.....
- 3略.....

(特別土地保有税の減免)

第119条の3略.....

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

- (2)及び(3)略.....
- 3略.....

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6 第1項又は第2項に規定する住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の

及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1)略.....
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

- (3)～(9)略.....
- 3略.....

(特別土地保有税の減免)

第119条の3略.....

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 紳税義務者の住所及び氏名又は名称

- (2)及び(3)略.....
- 3略.....

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6 第1項又は第2項に規定する住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の

属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 及び(3)略.....

2 法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4)略.....

3 法附則第15条の8第1項又は第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 及び(3)略.....

4 法附則第15条の8第3項に規定する家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければな

属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び(3)略.....

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4)略.....

3 法附則第15条の8第1項又は第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2) 及び(3)略.....

4 法附則第15条の8第3項に規定する家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければな

らない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 及び(3) ……略……

5 法附則第15条の8第4項に規定する貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項に規定する登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 及び(3) ……略……

6 法附則第15条の8第5項に規定する家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 及び(3) ……略……

7 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る

らない。

(1) 紳税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び(3) ……略……

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 紳税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び(3) ……略……

6 法附則第15条の8第5項に規定する家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 紳税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び(3) ……略……

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修

耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) ……略……

8 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(7) ……略……

9 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名

が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) ……略……

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 紳税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(7) ……略……

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 紳税義務者の住所及び氏名又は名称

称)

(2)～(6)略.....

10 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6)略.....

（宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等）

第13条の5略.....

2. 法附則第29条の5第2項に規定する申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に別に定める書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4)略.....

3. 法附則29条の5第3項に規定する申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に別に定める書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4)略.....

(2)～(6)

.....略.....

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6)

.....略.....

（宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等）

第13条の5略.....

2. 法附則第29条の5第2項に規定する申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に別に定める書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)～(4)略.....

3. 法附則29条の5第3項に規定する申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に別に定める書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)～(4)略.....

4 法附則第29条の5第5項に規定する申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に別に定める書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(3) ……略……

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第37条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項に規定する所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) ……略……

2 ……略……

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項に

4 法附則第29条の5第5項に規定する申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に別に定める書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)～(3) ……略……

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第37条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) ……略……

2 ……略……

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項に

<p>において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名）</p> <p>(2)～(5) ……略……</p> <p>4 ……略……</p>	<p>において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(5) ……略……</p> <p>4 ……略……</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第8条から第11条まで及び第17条の改正規定並びに次条の規定は、同年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第8条、第8条の2及び第8条の5（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第8条の3及び第8条の5（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第8条の4及び第8条の5（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第35条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する申請書について適用する。

2 新条例第29条の2第8項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による

改正前の立川市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第43条の2第1項第1号、第43条の3第1項第1号及び第2項第1号、第54条第2項第1号、第56条の2第1項第1号並びに第56条の3第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の5第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに附則第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第43条の2第1項並びに第43条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第54条第2項並びに附則第13条の5第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第56条の2第1項及び第56条の3第1項並びに附則第10条の3各項、第13条の5第2項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第43条の2第1項並びに第43条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第54条第2項並びに附則第13条の5第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第56条の2第1項及び第56条の3第1項並びに附則第10条の3各項、第13条の5第2項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第73条第2項第2号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第73条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第6条 新条例第119条の3第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第119条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

